

# 群馬医療福祉大学 幼稚園教諭免許特例講座募集ガイド

「幼稚園教諭免許特例講座」は、認定こども園法の改正に伴う特例制度により、保育士の資格を持ち、所定の在職経験（3年間以上かつ4,320時間以上）を有する方が、本学で8単位を修得すれば幼稚園教諭免許状を取得することができる講座です。この講座の受講生は、社会福祉学部社会福祉学科子ども専攻の科目等履修生となります。通信制のため、スクーリング受講は必要ありません。但し、科目修了試験は本学（前橋キャンパス）にて実施します。

**\*令和2年度以降の本学での開講予定はございません。ご注意ください。**

## ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ 目 次 ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

1. 特例制度について
2. 出願資格について
3. 特例制度の適用期間について
4. 単位取得までの流れについて
5. 募集内容について
6. 修学期間と在籍期間について
7. 入学志願書類受付期間について
8. 修了認定の条件について
9. 開講科目、レポート提出締切日と科目修了試験日について
10. 入学諸費について
11. 出願にあたっての注意事項

## 1. 特例制度について

保育士資格を有する方に対する幼稚園教諭免許取得のための要件を緩和（保育士等の実務経験を評価し、幼稚園教諭免許状を取得するために必要となる単位数を軽減）することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進するための制度です。詳細は、文部科学省のホームページをご覧ください。

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1339596.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm))

## 2. 出願資格について

大学の入学資格を有し、かつ、次の基礎資格および実務経験を有することが必要です。

取得しようとする免許状	基礎資格	保育士としての実務経験	大学において修得することが必要となる最低単位数
幼稚園教諭の一種免許状	学士の学位を有すること（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。以下同じ。）、かつ、指定保育士養成施設を卒業していること、または、保育士試験に合格していること。	3年。（勤務時間の合計が4,320時間以上の場合に限る）なお、3年とは、現在の状況に係らず、過去の経験又は、令和7年3月までの経験であってもかまいません。（※）	8単位（本学の開講科目については、9.開講科目、レポート提出締切日と科目修了試験日について参照）
幼稚園教諭の二種免許状	指定保育士養成施設を卒業していること、または、保育士試験に合格していること（なお、高等学校を卒業しない者等には法の規定により、免許状は授与されない。（法第5条第1項第2号））		

※ 次の①または②の学校・施設等における実務経験が3年以上（勤務時間の合計が4,320時間以上の場合に限る）あること。または、現在、保育士等実務経験対象の職に就いていて、令和7年3月までに要件を満たす見込みであること。実務経験は、過去のものでも構いません。すでに実務経験が3年以上（勤務時間の合計が4,320時間以上の場合に限る）ある場合、現在、保育士等実務経験対象の職に就いていなくても履修を認めます。

① 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む）において、専ら幼児の保育に従事する職員（施行規則附則第8項第1号関係）としての実務経験があること。なお、「専ら幼児の保育に従事する職員」とは、預かり保育を担当する職員や学級担任の補助職員等を想定しているものであり、幼児の保育に直接携わらない勤務は、在職年数に算入できません。

※ 国立学校、または、公立学校の教員にあっては所轄庁から、私立学校の教員にあってはその私立学校を設置する学校法人の理事長からの実務証明書の発行が必要です。ただし、実務証明書は本学特例講座出願時には必要ありません。各都道府県教育委員会に教育職員検定を申請する時までには実務証明書の発行が必要になります。

② 次の施設等で保育士としての実務経験があること。

- ・認可保育所
- ・認定こども園
- ・へき地保育所
- ・幼稚園併設型認可外保育施設

- ・認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定基準の集団により、継続的に保育を行う施設）

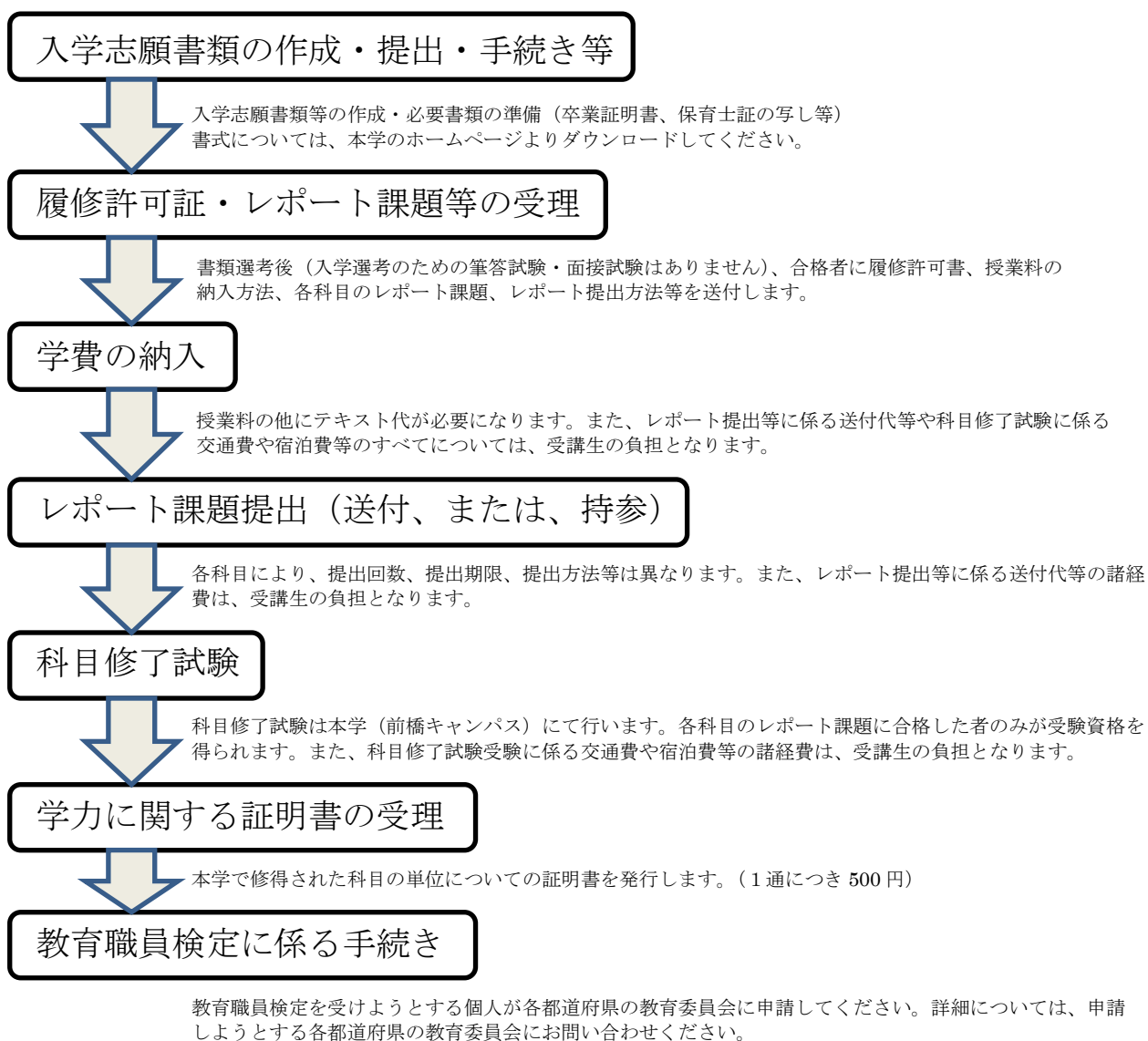
※ 勤務している（していた）施設の設置者からの実務証明書の発行が必要です。  
ただし、実務証明書は本学特例講座出願時には必要ありません。各都道府県教育委員会に教育職員検定を申請する時までに実務証明書の発行が必要になります。

### 3. 特例制度の適用期間について

当初、特例制度の適用期間は、改正認定こども園法施行（平成 27 年 4 月）から 5 年間（令和元年度末まで）となっていたましたが、令和 6 年度末までに 5 年間延長することになりました。従って、令和 7 年 3 月までに単位を取得し、幼稚園教諭免許状の授与を受けるための手続きが必要です。

なお、令和 2 年度以降の本学での開講予定はございません。ご注意ください。

### 4. 単位取得までの流れについて



### 5. 募集内容について

学部・学科・専攻	身分	募集定員
社会福祉学部 社会福祉学科 子ども専攻	科目等履修生	500 名（定員に達した際には、募集を停止する場合があります）

※提出された入学志願書類をもって書類選考し、入学を許可します。入学選考のための筆答試験・面接試験はありません。

## 6. 修学期間と在籍期間について

科目の出願は、1科目から全5科目まで可能です。また、科目ごとに出願時期を分けて出願することも可能です。**在学期間は6ヶ月**とします。原則としてこの期間内にレポート課題の合格と科目修了試験に合格することで、修了認定されます。

## 7. 入学志願書類受付期間について

受付期間区分	入学志願書類受付期間
11期	令和元年8月26日(月)～令和元年9月6日(金)午後5時必着

- ※ 書類提出締切日については、余裕をもって出願してください。書類の不備等により、選考が保留となった場合には、当該期での受付ができなくなる場合があります。
- ※ 令和2年度以降の開講予定はございません。

## 8. 修了認定の条件について

各科目所定のレポート課題の全てにおいて合格評価を得た上で、科目修了試験において合格評価を得ることが必要です。複数科目の履修者においては、履修科目ごとに修了認定します。

## 9. 開講科目、レポート提出締切日と科目修了試験日について

受付期間区分11期の日程について掲載します。

免許法施行規則に定める科目区分等	科目名	単位数	レポート提出回数(送付、または、持参)	レポート提出期間(必着)	科目修了試験日(※2)
教育の基礎的理解に関する科目	教職概論	2単位	2回	1回目 令和元年11月5日(火)～11月15日(金) 2回目 令和元年12月16日(月)～ 令和2年1月7日(火)	令和2年 2月16日(日)
	教育社会学	2単位(※1)	2回	1回目 令和元年11月5日(火)～11月15日(金) 2回目 令和元年12月16日(月)～ 令和2年1月7日(火)	
	保育教育課程論	1単位(※1)	1回	令和元年12月16日(月)～ 令和2年1月7日(火)	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法論	2単位(※1)	2回	1回目 令和元年11月5日(火)～11月15日(金) 2回目 令和元年12月16日(月)～ 令和2年1月7日(火)	
	幼児理解と教育相談	1単位	1回	令和元年12月16日(月)～ 令和2年1月7日(火)	

※1 教育社会学には日本国憲法の内容を含みます。保育教育課程論には教育原理の内容を含みます。教育方法論には保育方法の内容を含みます。

※2 科目修了試験は本学(前橋キャンパス)にて行います。(4. 単位取得までの流れについて参照)

なお、レポートの提出方法と課題、作成にあたっての諸注意等は、入学手続き終了後、送付します。  
(送付に係る送付代等は受講生の負担となります)

## 10. 入学諸費について

群馬医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 子ども専攻の科目等履修生として、以下の諸費が必要になります。

免許法施行規則に定める科目区分等	科目名	単位数	授業料
教育の基礎的理解に関する科目	教職概論	2単位	10,000円
	教育社会学	2単位	10,000円
	保育教育課程論	1単位	5,000円
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法論	2単位	10,000円
	幼児理解と教育相談	1単位	5,000円
合計		8単位	40,000円

・授業料 1単位につき 5,000円

・入学金、入学検定料は免除します。

・テキスト代 テキスト代は授業料には含まれません。実費負担していただきます。  
(テキストは後日お知らせします。)

※送付代金は授業料には含まれません。(レポート提出等、すべての送付代は受講生の負担となります。)

※上記金額は幼稚園教諭免許特例講座のみの特別料金であり、通常の群馬医療福祉大学科目等履修生制度とは異なります。

※履修期間は6ヶ月間です。令和2年度以降の開講予定はございません。ご注意ください。

